

# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

## 有床診療所の場合

これまでの  
ベースアップ  
評価料の届出

入院ベースアップ評価料 と  
外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)  
のいずれを選ぶか

R8.6から算定する  
ベースアップ評価料

届出に必要な  
様式

有床診療所では、入院ベースアップ評価料と外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を選択できます。  
多くの有床診療所では入院ベースアップ評価料の方が算定できる総点数が高くなりますが、入院患者  
が極めて少ない場合、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)のほうが総点数が高くなる場合があります。

R8.3月以前から  
ベア評価料を  
算定している

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5と  
入院ベースアップ評価料

様式95・97・  
98

外来・在宅ベースアップ評価料  
(Ⅱ) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5と  
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5

様式95・96

※入院ベースアップ評価料又は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)のいずれかを算定していた場合をいいます。  
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)のみを算定していた場合は、「算定していない」の選択肢に進んでください。

R8.4又は5月から  
ベア評価料を  
算定開始

R8.6月以降に  
算定開始  
(これまでベア評価料を  
算定していない)

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和8年3月ま  
でにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

下記以外

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と  
入院ベースアップ評価料

入院料  
減算対象

様式95・97

外来・在宅ベースアップ評価料  
(Ⅱ) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と  
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

入院料  
減算対象

様式95・96

R6年度～  
R8年度の  
賃上げ実績  
(計5.5%、  
事務職員は  
8%相当)  
を示せる

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5と  
入院ベースアップ評価料

様式95・97・  
98

外来・在宅ベースアップ評価料  
(Ⅱ) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5と  
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5

様式95・96・  
98